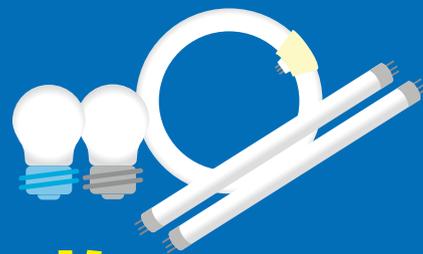


事業所から排出される

蛍光ランプは

水銀使用製品産業廃棄物です



適切な保管、処理委託をお願いします



分別されていない



保管方法や
表示が間違っている



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正により、

平成29年10月1日以降、

水銀使用製品産業廃棄物について新たな対応が必要になっています。



水銀使用製品産業廃棄物とは？

●水銀電池 ●蛍光ランプ ●水銀体温計 ●水銀式血圧計
など水銀を使用した製品が産業廃棄物となったものです。

ご注意ください

産業廃棄物となった蛍光ランプについて

- 破損しないように、また、ほかの物と混合する恐れのないように、仕切りを設ける、専用の容器に入れるなどして保管してください。
なお、破損してしまったものでも、水銀使用製品産業廃棄物として取り扱わなければなりません。
- 保管場所には、ガラスくず、金属くずなど、その性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を表示した掲示板を設置してください。
- 処理を委託する場合は、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬または処分の許可を受けた処理業者に委託してください。
- 契約書には、廃棄物データシート (WDS) を添付し、委託業者へ情報を提供してください。
作成の際は、その性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載してください。
- マニフェストは、ほかの産業廃棄物とは別に作成してください。
記入の際は、その性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨及びその数量を記載してください。
なお、電子マニフェストでは、新たな廃棄物分類コード (大分類:水銀使用製品産業廃棄物) が設定されています。



保管の例

蛍光ランプ以外にも水銀使用製品産業廃棄物があります

下記関連ウェブサイトをご確認いただき、適切な処理をお願いします。

水銀廃棄物関係 (環境省)

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

日本照明工業会のサイトでは、水銀使用製品産業廃棄物の見分け方、WDSの例などの情報が掲載されています。

「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」

<http://jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyoo.htm>

